

令和6年度 冬季一般入学者選抜

法律科目試験

論文式（憲法、民法、刑法）試験問題

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は7枚綴り、問題は片面に印刷されています。
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
 - (1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
 - (2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第1面の左欄、右欄、第2面の左欄、右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配付することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒、青、ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、携帯用鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。ラインマーカー、下敷きは使用できません。時計のアラーム、携帯電話等は電源を切ってください。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
10. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
11. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

憲	法	1
民	法	3
刑	法	5

憲法

【設問】（配点：50点）

次の事実に含まれている憲法上の論点について、Xの主張やそれに対するYからの反論も想定しつつ、関連する判例に触れながら論じなさい（ただし、訴訟法上の論点については触れる必要はない）。

【事実】

X（当時16歳）は、大型ナイフをリュックサックの中に入れて持ち歩いたという非行事実に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反保護事件（以下「本件保護事件」という。）について、家庭裁判所に送致された。なお、Xは、ある種の先天的な発達障害（以下「本件疾患」という。）を有するとの診断を受けていた。

家庭裁判所調査官であったYは、本件保護事件の調査を担当し、XやXの両親からの聞き取り調査等を行った。Yは、臨床心理士の資格を有し、本件疾患に関する学会発表等の活動もしており、裁判所の研修機関が編集する専門誌において、本件疾患に関する論文を公表したこともあった。

Yは、本件保護事件の翌年、司法機関の枠組みの中で本件疾患を有する者とのように関わるのが有効であるのか等を明らかにするという目的で、本件保護事件を題材とした論文（以下「本件論文」という。）を執筆し、臨床精神医学に関する月刊誌（以下「本件月刊誌」という。）に掲載して公表した。本件月刊誌は、精神医学の臨床や研究に関与する医療関係者等を読者と想定して市販されている専門誌であり、本件疾患についての臨床知識を共有することをもって、精神医学、臨床心理学その他関連領域における研究活動の促進を図るとともに、本件疾患に対する正しい理解を広めることを目的として出版されたものであった。

Yは、本件論文において取り上げた「少年」（以下「対象少年」ともいう。）が容易に特定されることがないように、対象少年の氏名や住所等の記載を省略していた。しかし、その一方で、Yは、本件論文の執筆に当たり、症例の事実それ自体を加工することによって本件疾患の症例報告としての学術的意義が弱まることを懸念し、本件疾患の診断基準に合致するエピソード（両親の生育歴や対象少年の知能検査・心理検査の結果等も含む）をそのまま記載していた。また、本件論文には、対象少年の家庭環境や生育歴に関して具体的な記載がされ、学校生活における具体的な出来事も複数記載されていたことから、これらを知る者が本件論文を読んだ場合には、その知識と照合することによって、対象少年をXと同定し得る可能性はあった。なお、一般的に、精神医学の症例報告を内容とする論文においては、患者の具体的な症状のほか、家族歴、既往歴、生育・生活歴、現病歴、治療経過、考察等を必須事項として正確に記載することが求められている。

Xは、本件論文の公表が少年法第61条に違反し、またXの名誉を毀損し、プライバシーを侵害するとして、Yに対して損害賠償を求める訴えを提起することを検討している。

(出題趣旨)

表現の自由と少年法第六十一条（推知報道の禁止）や名誉権、プライバシー権との衝突をいかにして調整すべきかを問う問題である。事案の特殊性に留意し、重要な最高裁判例を適宜参照しながら論じること。

民法

次の【事実】を踏まえて以下の【設問】に解答しなさい。なお、解答の際には試験時に施行されている法令に基づいて解答すること。(配点：50点)

【事実】

2012年、Aは、甲土地を所有しているところ、Bから、「甲土地は危険物質で汚染されているので、それを除去しなければならない」という虚偽の事実を告げられ、面倒な事態になることを恐れ、市場価格よりも相当に安くBに売り渡した。直ちに、Aは、甲土地の所有権移転を登記し、甲土地を引き渡し、Bも、代金を支払った。2015年になって、Aは、Bから告げられた事実が虚偽であることを知り、詐欺を理由に売買契約を取り消した。ところが、2016年、Bは、Aの取消について悪意のCに対して甲土地を転売し、甲土地の所有権移転を登記し、甲土地を引き渡し、Cも代金を支払った。他方、Aは、2023年現在までこの問題を放置している。

2012年、Dは、乙土地を所有しているところ、Eから、「乙土地は危険物質で汚染されているので、それを除去しなければならない」という事実を告げられ、面倒な事態になることを恐れ、市場価格でEに売り渡した。直ちに、Dは、乙土地の所有権移転を登記し、乙土地を引き渡した。2015年になって、Dは、Eに対し、未払代金の支払いを催告したが、履行されないため、契約を有効に解除した。ところが、2016年、Eは、Eの代金未払いについて悪意のFに対して乙土地を転売し、乙土地の所有権移転を登記し、乙土地を引き渡し、Fも代金を支払った。他方、Dは、2023年現在までこの問題を放置している。

2023年、Gは、丙建物を所有しているところ、Hから、「丙建物は危険物質で汚染されているので、それを除去しなければならない」という事実を告げられ、面倒な事態になることを恐れ、市場価格でHに売り渡した。直ちに、Gは、丙建物の所有権移転を登記し、丙建物を引き渡した。Gは、Hに対し、未払代金の支払いを催告したが、履行されないため、契約を有効に解除した。ところが、その後、丙建物は、Hの火の不始末から焼失した。

【設問1】（配点：25点）

2023年現在、AがCに対して甲土地の所有権を対抗することができるか、Aに有利な構成（配点：10点）とCに有利な構成（配点：15点）の双方を論じなさい。

【設問2】（配点：15点）

2023年現在、DがFに対して乙土地の所有権を対抗することができるか論じなさい。

【設問3】（配点：10点）

GH間の法律関係を論じなさい。

出題趣旨：

民法総則・物権総論・債権総論・債権各論の基礎的事項の理解を問う趣旨である。事案は、不動産売買が詐欺を理由に取り消された又は債務不履行を理由に解除された後に買主が目的物を第三者に転売したというものである。設問1では、詐欺による意思表示が取り消されると、取り消された行為は遡及的に無効となる（民法121条）。取り消された行為によって移転していた所有権は復帰するところ、これを1つの物権変動（復帰的物権変動）と解釈するか否か、という問題が生じる。また、Aの取消権が期間制限（民法126条）に掛からないことも論じるべきである。解除された行為によって移転していた所有権の復帰（設問2）についても、これを一つの物権変動と解釈するか否かという問題が生じる点で同様である。

設問3は、解除によって発生する原状回復債務が履行不能になると、どのような債権変動が生じるかという問題である。本件では、債務者の責めに帰すべき事由による履行不能であるので、損害賠償債務の発生が問題となる。

刑法

【設問】（配点：50点）

下記の事案において、甲の罪責を論じなさい（正当防衛の成否が主要な争点である）。

【事案】

甲（年齢60歳、身長約165cm、体重約61.5kg、利き手は左手）は、ある日の午後6時2分頃、仕事を終えて帰宅するため、上着のポケットに両手を入れた状態で、歩道（道幅約1.6m）の中央やや車道寄りを歩いていた。一方、V（年齢70歳、身長約155cm、体重約50.5kg）は、少し前まで飲酒をした後、同歩道上の中央付近を甲とは逆向きに、ゆっくりと小さな歩幅で、やや左右に揺れるようにして歩いていた。甲とVとは、本件まで面識がなかった。

甲は、進路前方からVが自分の方に歩いてくことに気付いたが、特段進路を変えることなく歩き続け、Vと互いの身体前面が接触しそうなほどの距離にまで近づくと、Vと向かい合って一旦立ち止まり、Vも同様にその場に立ち止まった。対向歩行してくる者がいる場合、トラブルを避けようとする意識が高い歩行者ならば、互いに立ち止まらなければならないような状況になる前に、あらかじめ進路を変えるなどの回避行動をとることも考えられるが、甲もVもそのようなことを考えていなかった。

そこで、甲は、Vと車道から約30cm入った位置にあった道路標識のポールとの間に自分の体を割り込ませ、上半身をVの方に向けながら無言で通過したが、その直後、Vから「何だてめえ、このやろう。」と言われたため、Vの方に右回りに向き直り、語尾を下げるような言い方で、「何。」と言い返した。すると、その約1秒後、この言い返しに触発されたVにより、甲は、右手拳で右頬上部付近を1回殴られた。甲は、これにより顔が左方に振られた上、身体もわずかに後退した。

甲は、Vと暴力的なけんかまで行おうとする意思はなかったのであるが、殴られたことによる怒りもあって、殴打に対応するために、Vの方に向き直り、上着のポケットから両手を出すと、すぐさま甲の方をにらみ続けていたVの顔を狙って左手拳を下から振り上げて、これをVの顔に当て、直立していたVが転倒を始めるや、間髪を入れずに右手拳を突き出し、同じく顔に当てた。Vは、飲酒により足下がおぼつかなかったということも相まって、そのまま路上に転倒して身体を路面に打ち付け、歩道から車道にかけて横たわる状態になった。Vは、甲の両手拳による殴打が顔面に当たったことで右眼瞼皮下出血を負い、更に左側頭骨骨折等も負ったが、一方、甲は、この頃までに、Vから顔を殴られたことで鼻血が出た。

出題趣旨：

現在においては、充実した判例法理が提供されている正当防衛周辺の論点において、何をどのように使うのか、ということを知りたい問題である。モデルケースは横浜地判令和3年3月19日LEX/DB25568999である。この裁判例においては、急迫不正の侵害、防衛の意思、防衛行為の相当性という、正当防衛を個別の要件に分解して一つずつあてはめが試みられ、結果として正当防衛が成立するとされており、そうした判断ができるか否かが、本問でも問われている。裁判例においては、正当防衛状況の有無の検討もなされており、この点は、最決平成20年5月20日刑集62巻6号1786頁との事案の異同をどのように評価するかで、紙幅をどれだけ割くかが決まってくるだろうが、必ずしも、論点化して書かなければならないほどのものではないという評価もあり得よう。